

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 平成三十年第二回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………三

告示

●東京都告示第八百二十七号
平成三十年第二回東京都議会定例会を、六月十二日に招集する。

平成三十年六月五日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第八百二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月五日

東京都計量検定所長 林久美子

- 一 検査地域 神津島村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。)
- 三 検査期日 平成三十年七月五日及び同月六日
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所が検査を実施する。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年六月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年六月五日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 三越新宿アルタ館
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十四番三号
- 三 設置者名 ダイビル株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号
- 五 変更前の設置者の代表者名 玉井 克実
- 六 変更後の設置者の代表者名 園部 俊行
- 七 変更日 平成三十年四月一日
- 八 届出日 平成三十年四月二十六日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成三十年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 神宮前タワービルディング

二	店舗所在地	渋谷区神宮前一丁目五番八号
三	設置者名	新生信託銀行株式会社
四	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目四番三号
五	変更前の設置者の代表者名	日下部 裕文
六	変更後の設置者の代表者名	久保 貴裕
七	変更日	平成三十年四月一日
八	届出日	平成三十年四月二十六日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	平成三十年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	新宿パークタワー
二	店舗所在地	新宿区西新宿三丁目七番一号
三	設置者名	東京ガス都市開発株式会社
四	設置者住所	新宿区西新宿三丁目七番一号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	藤田観光工営株式会社ほか八名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	藤田観光工営株式会社ほか八名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	藤田観光工営株式会社ほか三名
八	変更前の小売業者	木村 修二(藤田観光工営株式会
九	変更後の小売業者の代表者名	社) ほか 都築 輝巳(藤田観光工営株式会社) ほか
十	変更日	平成三十年四月一日ほか
十一	届出日	平成三十年五月十五日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成三十年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	玉川高島屋ショッピングセンター
二	店舗所在地	世田谷区玉川三丁目十七番一号
三	設置者名	東神開発株式会社ほか三名
四	設置者住所	世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか
五	変更を行った設置者名	東神開発株式会社
六	変更前の設置者の代表者名	松本 靖彦
七	変更後の設置者の代表者名	倉本 真祐
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社銀座マギーほか百九十一名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社銀座マギーほか百九十一名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社銀座大増ほか三十名
十一	変更前の小売業者の住所	大阪府大阪市中央区久太郎二丁目四番二十五号(イトキン株式会社) ほか
十二	変更後の小売業者の住所	渋谷区千駄ヶ谷三丁目一番一号(イトキン株式会社) ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	山田 浩史(株式会社銀座大増) ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	佐藤 栄次(株式会社銀座大増) ほか
十五	変更日	平成三十年三月一日ほか
十六	届出日	平成三十年五月十八日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八	縦覧期間	平成三十年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	玉川高島屋ショッピングセンター
二	店舗所在地	マロニエコート
三	設置者名	世田谷区玉川二丁目二十七番五号
四	設置者住所	東神開発株式会社
五	変更前の設置者の代表者名	世田谷区玉川三丁目十七番一号 松本 靖彦
六	変更後の設置者の代表者名	倉本 真祐
七	変更日	平成三十年三月一日

八 届出日

平成三十年五月十八日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成三十年六月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年六月五日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三 十年四 月十二 日	四六二八	株式会社 ウオータ ーパワー	東久留米市 下里七丁目 六番四号	東村山市秋 津町二丁目 三十七番地 十八メゾ ンドエトワ ール二〇一 号室

二 代表者を変更した事業者

受理年月日

指定番号

商号又は名称

新代表者名

旧代表者名

平成三
十年四
月一日

四一五六

有限会社
あつとほ
ーむ社

大隅 則夫

大隅 祐子

同日

〇五六一

株式会社
カンドー

加茂 孝之

福本 学

同日

五三七三

東京技工
株式会社

伊藤達嘉司

伊藤 一夫

同日

四二五七

有限会社
東昇建設

中村美美江

中村 正久

平成三
十年四
月十九
日

二二四五

大橋エア
システム
株式会社

富松 啓

村上真一郎

同日

五三七三

株式会社
東昇建設

中村美美江

中村 正久

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十年六月五日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五一六	有限会社 ハマダ設 備工業	濱田 寛隆	練馬区北町二丁目二 十九番十九号
五五一七	田中水道 備工業	田中 一徳	江戸川区宇喜田町千 三百七十五番地

五五一八

オンセイ
工業株式
会社

今井 靖之

板橋区清水町五十番
十七号

五五一九

株式会社
栄工設備
商会

福島 孝世

国立市谷保五千七百
八十六番地の二

五五二〇

オザワ総
合設備株
式会社

小澤 淳一

世田谷区中町四丁目
八番一号 ファイブ
上野毛一〇一号

二 指定年月日

平成三十年五月十六日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001